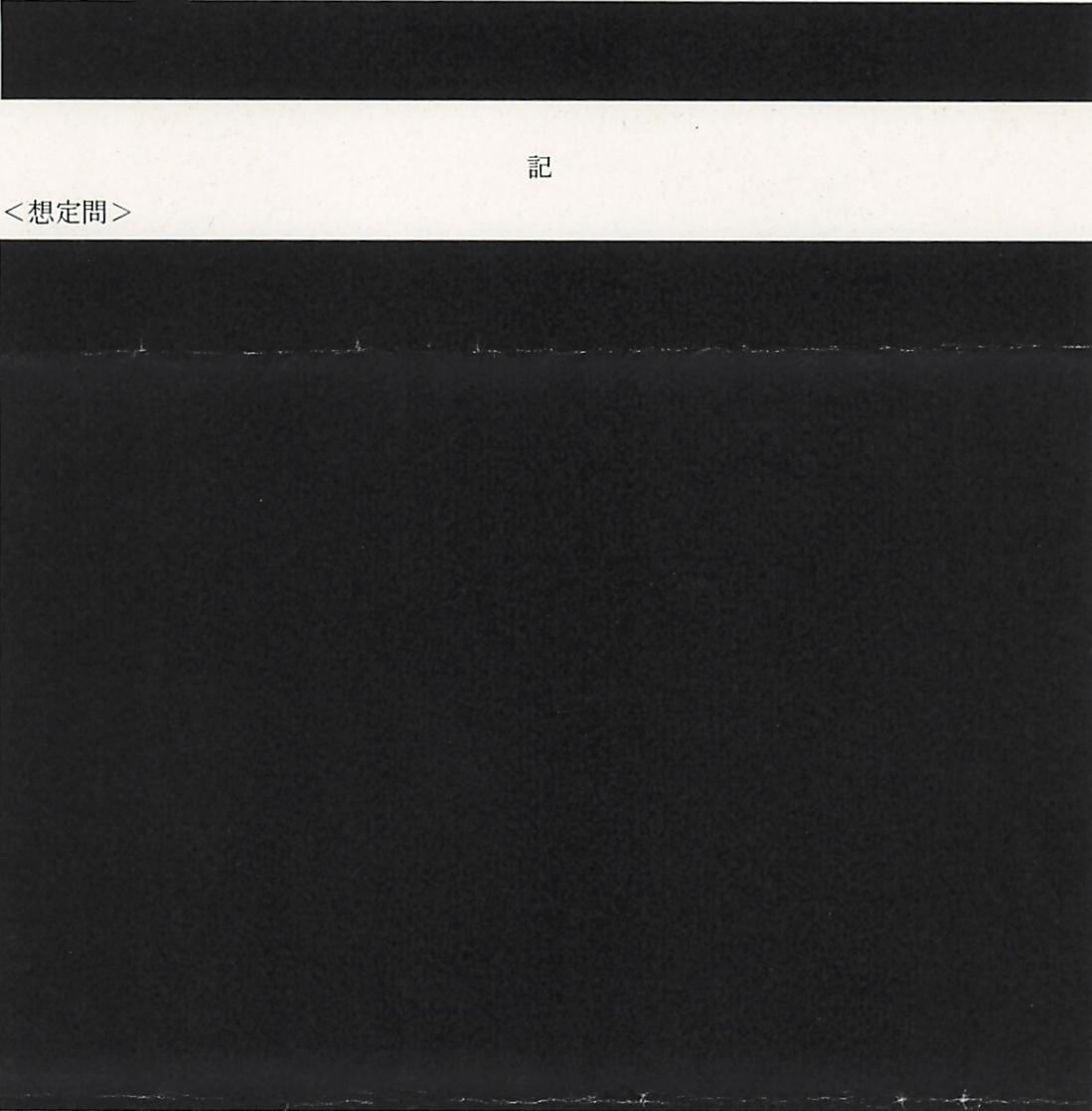


R2.4.2 千葉家庭裁判所

【報道対応 ■ 案】



記

<想定問>

- 2 これまでの ■ でとられていた感染防止対策はどのようなものか。
- 政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、適時、風邪症状があれば、休暇を取得するよう促したりしてきたところであり、庁舎入口にある総合案内には、手指消毒剤を設置するほか、咳エチケット、手洗いを励行し、窓口対応の職員や調停委員にはマスク着用を促すなどし、感染防止対策を行っているところである。また、法廷の傍聴席については、概ね1メートル程度の間隔を空けて傍聴人に座っていただくように案内をしており、調停室、少年審判庭等非公開手続で使用する部屋においても出席者には1メートル程度の間隔を空けるよう席の配置を工夫したり、定

期的に換気するなど、感染拡大の防止策を講じている。

3 今回の発表を受けて、裁判所利用者が期日を変更してほしいなどの要望があった場合はどのようにするのか。

期日変更等については、裁判体や調停委員会の判断にはなるものの、新型コロナウイルス感染症の拡大している折、利用者の方に、御心配の点があれば、遠慮なく、担当書記官や担当調査官に相談していただければと考えている。お話を伺いながら丁寧に対応していきたいと考えている。

4 今後、裁判所利用者に対し、何か新型コロナウイルス対応のため、新たに求めていくことはあるか。

これまで同様、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の方針等を踏まえ、事件関係者等に対し、手洗い、咳エチケット、風邪の症状の場合は外出を控えるなどの趣旨を踏まえ、対応を引き続きお願いしていくことになる。また、これまでと同様であるが、体調不良や裁判所に来庁することに不安のある場合には、遠慮なく申し出いただきたい。